

## 議題 4

# 平成25年度 事業方針（案）

世田谷区町会総連合会は、各町会・自治会と相互に連絡協調を行い、世田谷区及び警察・消防・自衛隊、その他関係諸機関・諸団体との緊密な連携を図りながら協働で区民生活の向上と福祉の増進を図る。

この目標をさらに拡充し、地域の多くの方々が知り合い、協力し合い、安全で安心して明るく住みよい世田谷区のまちづくりを推進するため、本年度の事業を下記のように実施する。

### 1 事業推進のための諸会議を行う

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| (1) 総会     | 6月27日（木）                   |
| (2) 正副会長会  | 4月24日（水） 5月27日（月） 6月27日（木） |
| (3) 常任理事会  | 4月24日（水） 5月27日（月） 6月27日（木） |
| (4) 理事会    | 4月24日（水） 6月27日（木）          |
| (5) その他の会合 |                            |
| ◎予算編成会議    | 3月                         |
| ◎会計監査      | 4月1日（月）                    |
| ◎情報誌編集委員会  | 随時                         |

### 2 基盤の充実に関する事業を行う

情報・連絡を緊密にして、町会総連合会の基盤を充実するとともに、地域の活動基盤である町会・自治会が中心となり「知りあい・ふれあい・支えあい」の「理念のもと、安全で安心して生活できるまちを目指すため、未加入者の加入促進を図る。

- (1) 世田谷区及び関係機関、諸団体との連携を図り、町会自治会相互の情報収集に努め、情報誌「せたがや町総連だより」を発行する。

(2) 東京都町会連合会との連携を図り、町会総連合会の充実を図る。

### 3 町会・自治会相互の親睦と協調関係を促進する事業を行う

(1) 新年親睦交流会 1月

(2) 永年勤続表彰 6月27日

世田谷区町会総連合会表彰規程に基づき、町総連に所属する地域町会連合会・地区町会連合会・単位町会自治会の会長・副会長・その他役員の永年勤続者の表彰を行う。

(3) 会員名簿の発行 8月

平成25年度の町会総連合会等の会員名簿を発行する。

(4) 研修会の開催 適宜

安全安心まちづくり推進のため、町会・自治会長、役員等の研修会を開催し、町総連及び地域町連の活動に役立てる。

### 4 町会・自治会相互の情報交換や関係機関・諸団体との協働連携を行う

(1) 町会・自治会相互の情報交換

各地域町会・自治会連合会総会を開催する。

(2) 防災対策

区民の生命財産を災害から守るため、世田谷区区民防災会議及び世田谷区消防団運営委員会に参画し、防災訓練及び諸活動を協働で実施する。

(3) 生活安全対策

安全安心な生活のできる地域社会を築くための諸施策を進める。

世田谷区安全安心まちづくり協議会に参画し、関係行政機関ならびに関係団体との連携を図る。

(4) 交通安全及び防火対策

警察・消防その他の関係機関と連携を密にし、交通安全や防火の環境づくりを

進める。

◎ 世田谷区交通安全協議会に参画し、春・秋の世田谷区交通安全運動、世田谷区高齢者交通安全運動に協力し、交通安全思想ならびに交通安全運動の普及啓発を図る。

◎ 世田谷区自転車等駐車対策協議会に参画し、自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進する。

#### (5) 環境保全対策

生活環境の保全、回復及び創出に区と協働して取り組み、住みよい環境づくりを進める。

◎ 世田谷区環境審議会に参画し、生活環境の保全等に努める。

#### (6) 循環型社会形成推進対策

日常生活に密着した身近な廃棄物減量対策に取り組み、循環型社会形成推進に努める。

◎ 世田谷区清掃・リサイクル審議会に参画し、資源分別回収等を推進する。

#### (7) 健康推進対策

常に健康に留意するとともに、体力づくりを心がけ心身の福祉運動を進める。

◎ 東京都薬物乱用防止推進員として活動等に従事する。

◎ 世田谷区健康づくり推進委員会へ参画し、健康づくりを推進する。

#### (8) 福祉対策

世田谷区及び関係機関との連携を密にし、地域の福祉活動を進める。

◎ 世田谷区地域福祉審議会へ参画し、地域保健福祉に係る事項を調査審議する。

◎ 世田谷区社会福祉事業団評議員会へ参画し、社会福祉事業を推進する。

#### (9) 青少年対策

学校教育との一貫性を持ちながら、地区・地域の実情に即した青少年の心身の健全な育成に努める。

◎ 各地区の青少年地区委員会に参画し、地区・地域に根ざした活動を行う。

## 5 関係諸機関・諸団体の事業推進への参画・後援等を行う

- (1) ふるさと区民まつりへの参画・後援
- (2) 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会への参画
- (3) 世田谷区基本構想審議会への参画
- (4) 世田谷区都市計画審議会への参画
- (5) その他諸機関、諸団体の事業に対する参画・後援等

## 6 活性化事業への取り組みを行う

◎ 加入促進チラシ等の配布による活性化

町会・自治会への加入促進チラシ等を配布することにより、町会・自治会活動やホームページを紹介し、会員の加入促進を図り、活動のさらなる活性化を推進する。

◎ ホームページ利用の拡大による活性化

各町会・自治会毎の情報発信である「ミニ・ホームページ」の活用を進めて、その魅力を発信し活動のPRを強化することにより、会員の加入促進を図り、活動のさらなる活性化を推進する。